

計算書類に対する注記（法人全体用）

1. 継続事業の前提に関する注記

該当なし

2. 重要な会計方針

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法

（2）固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び

重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

（3）引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・役員退職慰労引当金

法人独自により実施する制度により、役員退職慰労金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

（4）税効果会計の適用

税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

3. 重要な会計方針の変更

該当なし

4. 法人で採用する退職給付制度

（1）独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

（2）退職金規程により実施する退職金制度

5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

（1）法人全体の計算書類(会計基準省令第一号第一様式、第二号第一様式、第三号第一様式)

（2）事業区分別内訳表(会計基準省令第一号第二様式、第二号第二様式、第三号第二様式)

（3）社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

（4）収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第一号第三様式、第二号第三様式、第三号第三様式)

（5）拠点区分におけるサービス区分の内容

I. 社会福祉事業

①法人本部拠点

ア 法人本部

②ロータス・ガーデン拠点

ア 特別養護老人ホーム

イ 短期入所生活介護

ウ 通所介護

エ 訪問入浴

オ 居宅介護支援事業

カ 地域包括支援事業

③ロータス・ガーデン ケアハウス拠点

ア ケアハウス

④天河草子拠点

ア 特別養護老人ホーム

イ 短期入所生活介護 宙煌

ウ 通所介護

エ 訪問介護

オ 居宅介護支援事業

- ⑤天河草子 ケアハウス拠点
 - ア ケアハウス
- ⑥児童福祉施設 星児園 七夕拠点
 - ア 星児園七夕保育所
- ⑦銀の櫛拠点
 - ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 通所介護
 - エ 居宅介護支援事業
- ⑧デイサービスセンター 柚緑拠点
 - ア 通所介護
 - イ 訪問介護
 - ウ 居宅介護支援事業
 - エ 地域包括支援事業
- ⑨ロータス・オデオン拠点
 - ア 通所介護
 - イ 訪問介護
 - ウ 居宅介護支援事業
- ⑩アマルネス・ガーデン拠点
 - ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 居宅介護支援事業
- ⑪Egret Cafe拠点
 - ア 地域密着型通所介護
- ⑫柵園拠点
 - ア 地域密着型特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護（空床型）
 - ウ 通所介護
 - エ 居宅介護支援事業
 - オ 地域包括支援事業
- ⑬ベルセゾン拠点
 - ア 通所介護

II. 公益事業

- ①ヴィラ 柚扇拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ②ヴィラ 樺拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ③ヴィラ 陽の葉拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ④アマルネス・ガーデン診療所拠点
 - ア 診療所
 - イ 通所リハビリテーション
 - ウ 訪問看護ステーション
- ⑤ヴィラ グラスセゾン拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ⑥ヴィラ 別邸玻璃拠点
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
 - イ 居宅介護支援事業
- ⑦ヴィラ 柵園拠点区分
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
- ⑧ヴィラ ベルセゾン拠点区分
 - ア サービス付き高齢者向き住宅

III. 収益事業

- ①ヴィラ 樺拠点
 - ア 不動産賃貸業
- ②ヴィラ グラスセゾン拠点
 - ア 不動産賃貸業
- ③ヴィラ ベルセゾン拠点
 - ア 不動産賃貸業
- ④ヴィラ 柵園拠点
 - ア 不動産賃貸業
- ⑤農園拠点
 - ア 農園

6. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	814,346,275	86,272,228	0	900,618,503
建物	3,716,587,784	0	167,448,084	3,549,139,700
合計	4,530,934,059	86,272,228	167,448,084	4,449,758,203

7. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

8. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地（その他固定）	313,625,371円
建物（その他固定）	1,602,071,956円
	1,915,697,327円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

山陰合同銀行 設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	140,417,000円
山陰合同銀行 設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	125,000,000円
山陰合同銀行 設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	215,074,000円
三井住友銀行 設備資金借入金（１年以内返済予定額を含む）	228,986,000円
	709,477,000円

9. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	6,920,698,482	3,371,558,782	3,549,139,700
建物（その他固定）	8,944,987,783	2,461,901,190	6,483,086,593
構築物	838,081,399	526,900,067	311,181,332
車輦運搬具	237,371,246	206,042,545	31,328,701
器具・備品	426,420,307	305,858,077	120,562,230
合計	17,367,559,217	6,872,260,661	10,495,298,556

10. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

11. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

12. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は次のとおりである。

単位：円

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している法人	株式会社 座右	姫路市 下手野	356,348,178	飲食業 給食業 建物メンテナンス業	100%	—	調理及び施設 管理等の業務 委託	調理及び施設管 理等の業務委託 (注1)	600,324,578	事業未払金	88,669,917
							給食の購入	給食の購入 (注2)	383,949,434		
							施設の修繕	施設の修繕 (注3)	27,554,646		
							野菜等売上	野菜等売上 (注4)	151,116,478	未収金	12,964,064

種類	法人等の名称	住所	資産総額	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高
						役員の兼務等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している法人	株式会社 MAXIS	姫路市 安田	1,388,631,876	不動産 賃貸業	100%	兼任1名	不動産の賃貸	不動産の賃貸 (注5)	110,953,700	前払費用	9,308,600
役員及びその近親者	松本庄蔵	—	—	当法人会長	—	—	不動産の賃貸	不動産の賃貸 (注6)	56,160,000	前払費用	4,680,000
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している法人	株式会社 GRACE TERRA	西宮市 久出ヶ谷	85,470,113	飲食業 小売業	100%	—	食品・備品の 購入	食品・備品の 購入 (注7)	49,013,338	事業未払金	5,561,277
							不動産の賃貸	不動産の賃貸 (注8)	12,840,000	未収金	1,160,000

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 調理及び施設管理等の業務委託については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
- (注2) 給食の購入については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
- (注3) 施設の修繕については、見積もりを入手し、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
- (注4) 野菜等の販売については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
- (注5) 事務所等の賃貸は、近隣の賃貸条件を勘案した上で協議し、賃貸契約を締結している。
- (注6) 土地等の賃貸は、近隣の賃貸条件を勘案した上で協議し、賃貸契約を締結している。
- (注7) 食品・備品の購入については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定している。
- (注8) 店舗等の賃貸は、近隣の賃貸条件を勘案した上で協議し、賃貸契約を締結している。

1 3. 重要な偶発債務

該当なし

1 4. 重要な後発事象

該当なし

1 5. 合併又は事業の譲渡若しくは譲受け

該当なし

1 6. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	349,000
繰越欠損金	9,666,000
繰延税金資産合計	10,015,000

計算書類に対する注記（法人本部拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・役員退職慰労引当金
法人独自により実施する制度により、役員退職慰労金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 本部拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 法人本部

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	32,191,196	7,142,596	25,048,600
構 築 物	60,309,980	11,959,187	48,350,793
車 輦 運 搬 具	20,757,328	16,942,529	3,814,799
器 具 ・ 備 品	19,247,715	10,984,163	8,263,552
合 計	132,506,219	47,028,475	85,477,744

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益は以下のとおりである。

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（ロータス・ガーデン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ロータス ガーデン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㉔）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㉕）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
- ア 特別養護老人ホーム
- イ 短期入所生活介護
- ウ 通所介護
- エ 訪問入浴
- オ 居宅介護支援事業
- カ 地域包括支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	424, 278, 628		26, 947, 098	397, 331, 530
合 計	424, 278, 628	0	26, 947, 098	397, 331, 530

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,283,229,660	885,898,130	397,331,530
建物(その他固定)	61,038,567	32,589,531	28,449,036
構 築 物	8,962,013	7,672,852	1,289,161
車 輛 運 搬 具	25,880,985	25,551,640	329,345
器 具 ・ 備 品	126,779,414	108,233,096	18,546,318
合 計	1,505,890,639	1,059,945,249	445,945,390

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（ロータス・ガーデン ケアハウス拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ロータス ケア拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア ケアハウス

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	66,738,861	0	4,777,268	61,961,593
合 計	66,738,861	0	4,777,268	61,961,593

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	233,557,044	171,595,451	61,961,593
建物(その他固定)	2,576,000	1,355,055	1,220,945
器 具 ・ 備 品	1,615,591	1,479,718	135,873
合 計	237,748,635	174,430,224	63,318,411

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（天河草子拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 天河草子拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㊸）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㊹）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護 宙煌
 - ウ 通所介護
 - エ 訪問介護
 - オ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	111,370,804	0	0	111,370,804
建 物	523,128,691	0	23,865,690	499,263,001
合 計	634,499,495	0	23,865,690	610,633,805

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,186,858,930	687,595,929	499,263,001
建物（その他固定）	37,594,776	7,786,717	29,808,059
構 築 物	3,501,750	2,167,409	1,334,341
車 輛 運 搬 具	22,203,410	21,232,747	970,663
器 具 ・ 備 品	36,975,301	27,527,356	9,447,945
合 計	1,287,134,167	746,310,158	540,824,009

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（天河草子 ケアハウス拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 天河草子ケアハウス拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㊸）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㊹）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア ケアハウス

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	0	0	0	0
建 物	103,294,403	0	5,513,432	97,780,971
合 計	103,294,403	0	5,513,432	97,780,971

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	287,452,059	189,671,088	97,780,971
建物（その他固定）	4,712,500	1,419,917	3,292,583
構 築 物	184,500	150,492	34,008
器 具 ・ 備 品	4,214,926	3,987,590	227,336
合 計	296,563,985	195,229,087	101,334,898

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（児童福祉施設 星児園 七夕拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 星児園 七夕拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㊸）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㊹）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 星児園七夕保育所

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
建 物	98,671,609		3,722,746	94,948,863
合 計	98,671,609	0	3,722,746	94,948,863

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	207,784,250	112,835,387	94,948,863
建物(その他固定)	14,076,214	2,740,812	11,335,402
構 築 物	8,651,600	2,325,540	6,326,060
車 輛 運 搬 具	2,044,048	2,044,046	2
器 具 ・ 備 品	3,967,130	3,481,406	485,724
合 計	236,523,242	123,427,191	113,096,051

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（銀の権拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 銀の権拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㉔）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㉕）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 通所介護
 - エ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	175,688,916	0	0	175,688,916
建物	528,370,608		16,982,242	511,388,366
合計	704,059,524	0	16,982,242	687,077,282

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,104,175,501	592,787,135	511,388,366
建物（その他固定）	17,729,808	5,959,259	11,770,549
構 築 物	11,354,581	11,026,112	328,469
車 輛 運 搬 具	19,384,997	19,384,984	13
器 具 ・ 備 品	34,311,683	25,297,862	9,013,821
合 計	1,186,956,570	654,455,352	532,501,218

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（デイサービスセンター 杣緑拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) デイサービスセンター 杣緑拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㊸）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㊸）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 通所介護
 - イ 訪問介護
 - ウ 居宅介護支援事業
 - エ 地域包括支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	73,367,546	0	0	73,367,546
建 物	524,184,523	0	22,641,288	501,543,235
合 計	597,552,069	0	22,641,288	574,910,781

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	967,576,413	466,033,178	501,543,235
建物(その他固定)	39,304,024	12,714,534	26,589,490
構 築 物	203,887,978	155,755,590	48,132,388
機 械・装 置	0	0	0
車 輛 運 搬 具	43,747,957	41,373,068	2,374,889
器 具 ・ 備 品	16,927,883	11,282,839	5,645,044
合 計	1,271,444,255	687,159,209	584,285,046

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（ロータス・オデオン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ロータス・オデオン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 通所介護
 - イ 訪問介護
 - ウ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	12,904,320	4,390,399	8,513,921
構 築 物	7,700,000	7,699,999	1
車 輦 運 搬 具	22,687,939	20,528,361	2,159,578
器 具 ・ 備 品	11,682,372	11,136,503	545,869
合 計	54,974,631	43,755,262	11,219,369

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（アマルネス・ガーデン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) アマルネス・ガーデン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㉔）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㉕）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護
 - ウ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	416,037,977	0	0	416,037,977
建 物	812,020,824	0	20,341,223	791,679,601
合 計	1,228,058,801	0	20,341,223	1,207,717,578

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	1,017,061,165	225,381,564	791,679,601
建物(その他固定)	475,350,225	349,404,780	125,945,445
構 築 物	89,092,875	81,067,874	8,025,001
車 輛 運 搬 具	5,512,320	5,512,317	3
器 具 ・ 備 品	29,440,654	26,648,391	2,792,263
合 計	1,616,457,239	688,014,926	928,442,313

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（Egret Cafe拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) イーグレットカフェ拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 地域密着型通所介護

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車 輛 運 搬 具	5,363,723	5,363,719	4
器 具 ・ 備 品	136,143	136,142	1
合 計	5,499,866	5,499,861	5

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（空園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 空園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㉔）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㉕）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 地域密着型特別養護老人ホーム
 - イ 短期入所生活介護（空床型）
 - ウ 居宅介護支援事業
 - エ 地域包括支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地	0	86,272,228	0	86,272,228
建物	415,781,311		36,674,788	379,106,523
合計	415,781,311	86,272,228	36,674,788	465,378,751

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	402,914,619	23,808,096	379,106,523
建物(その他固定)	23,669,568	1,398,622	22,270,946
構 築 物	11,520,405	1,008,031	10,512,374
車 輛 運 搬 具	13,316,400	2,942,178	10,374,222
器 具 ・ 備 品	22,254,450	5,204,086	17,050,364
合 計	473,675,442	34,361,013	439,314,429

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（ベルセゾン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - 無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
- 退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - 徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - 賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ベルセゾン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3㊸）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3㊸）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 通所介護

5. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

単位：円

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土 地	37,881,032	0	0	37,881,032
建 物	220,118,326	0	5,982,309	214,136,017
合 計	257,999,358	0	5,982,309	252,017,049

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（基本財産）	230,088,841	15,952,824	214,136,017
建物（その他固定）	102,634,658	18,189,991	84,444,667
構 築 物	2,966,292	405,403	2,560,889
車 輦 運 搬 具	9,318,240	4,207,047	5,111,193
器 具 ・ 備 品	14,961,380	5,203,608	9,757,772
合 計	359,969,411	43,958,873	316,010,538

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし

計算書類に対する注記（アマルネス・ガーデン 診療所拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) アマルネス・ガーデン診療所拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア 診療所
 - イ 通所リハビリテーション
 - ウ 訪問看護ステーション

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物（その他固定）（通所リハ）	738,000	131,118	606,882
車両運搬具（通所リハ）	14,787,917	14,661,028	126,889
器具・備品	71,701	71,113	588
器具・備品（通所リハ）	3,415,366	3,393,183	22,183
合 計	19,012,984	18,256,442	756,542

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び
純資産の状態を明らかにするために必要な事項
該当なし

計算書類に対する注記（ヴィラ柚扇拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 柚扇拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	740,248,779	363,183,203	377,065,576
構 築 物	94,778,965	88,139,768	6,639,197
車 輛 運 搬 具	7,025,738	6,573,782	451,956
器 具 ・ 備 品	1,265,928	1,083,478	182,450
合 計	843,319,410	458,980,231	384,339,179

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	42,927
繰越欠損金	1,188,915
繰延税金資産合計	1,231,842

計算書類に対する注記（ヴィラ樂拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 樂拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(その他固定)	173,087,686円
建物(その他固定)	393,558,888円
	566,646,574円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

山陰合同銀行 設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	70,208,500円
	70,208,500円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	793,395,530	399,836,642	393,558,888
構 築 物	62,303,385	53,111,319	9,192,066
器 具 ・ 備 品	3,445,528	2,507,665	937,863
合 計	859,144,443	455,455,626	403,688,817

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	39,363
繰越欠損金	1,090,212
繰延税金資産合計	1,129,575

計算書類に対する注記（ヴィラ陽の契拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上すること
目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 陽の契拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産
担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(その他固定)	45,000,000円
建物(その他固定)	373,260,013円
	418,260,013円

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

山陰合同銀行 設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	41,666,700円
	41,666,700円

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高
固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円			
	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	489,610,200	116,350,187	373,260,013
構 築 物	7,836,000	5,595,242	2,240,758
車 輛 運 搬 具	3,539,550	3,539,548	2
器 具 ・ 備 品	2,449,821	2,380,316	69,505
合 計	503,435,571	127,865,293	375,570,278

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

11. 重要な後発事象
該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・ 税効果会計関係
繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	27,123
繰越欠損金	751,206
繰延税金資産合計	778,329

計算書類に対する注記（ヴィラ グラスセゾン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ グラスセゾン拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	1,712,296,285	588,087,117	1,124,209,168
構 築 物	7,314,366	5,423,968	1,890,398
車 輛 運 搬 具	4,453,620	4,252,516	201,104
器 具 ・ 備 品	12,028,933	11,307,254	721,679
合 計	1,736,093,204	609,070,855	1,127,022,349

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	62,823
繰越欠損金	1,739,984
繰延税金資産合計	1,802,807

計算書類に対する注記（ヴィラ 別邸玻璃拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 別邸玻璃拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
 - ア サービス付き高齢者向き住宅
 - イ 居宅介護支援事業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

担保に供されている資産は以下のとおりである。

土地(その他固定)	95,537,685円
建物(その他固定)	835,253,055円
	<u>930,790,740円</u>

担保している債務の種類および金額は以下のとおりである。

三井住友銀行 設備資金借入金（1年以内返済予定額を含む）	228,986,000円
	<u>228,986,000円</u>

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	1,156,213,417	320,960,362	835,253,055
構 築 物	35,295,900	21,901,234	13,394,666
器 具 ・ 備 品	10,367,699	8,764,352	1,603,347
合 計	1,201,877,016	351,625,948	850,251,068

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	47,145
繰越欠損金	1,305,730
<u>繰延税金資産合計</u>	<u>1,352,875</u>

計算書類に対する注記（ヴィラ ベルセゾン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ ベルセゾン拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	971,757,808	91,249,307	880,508,501
構 築 物	6,270,617	866,632	5,403,985
器 具 ・ 備 品	7,352,563	4,397,928	2,954,635
合 計	985,380,988	96,513,867	888,867,121

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	27,621
繰越欠損金	765,005
繰延税金資産合計	792,626

計算書類に対する注記（ヴィラ 全園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。
- (4) 税効果会計の適用
税引前当期活動増減差額と法人税等の金額を合理的に期間対応させ、より適正な当期活動増減差額を計上することを目的として税効果会計を適用している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 全園拠点計算書類（会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式）
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア サービス付き高齢者向き住宅

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	2,063,587,662	121,936,774	1,941,650,888
構 築 物	55,729,605	4,876,340	50,853,265
車両運搬具	8,759,520	4,376,108	4,383,412
器 具 ・ 備 品	20,513,348	7,555,674	12,957,674
合 計	2,148,590,135	138,744,896	2,009,845,239

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高
該当なし
10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし
11. 重要な後発事象
該当なし
12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項
- ・税効果会計関係
繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	47,201
繰越欠損金	1,307,283
繰延税金資産合計	1,354,484

計算書類に対する注記（収益：櫟不動産拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 櫟拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 不動産賃借業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

- ・税効果会計関係
繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	612
繰越欠損金	16,947
繰延税金資産合計	17,559

計算書類に対する注記（収益：グラス不動産拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ グラスセゾン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 不動産賃貸業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

該当なし

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	361
繰越欠損金	10,000
繰延税金資産合計	10,361

計算書類に対する注記（収益：農園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) 農園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 農園

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	4,560,960	798,878	3,762,082
構 築 物	157,315,588	65,456,900	91,858,688
機 械 ・ 装 置	0	0	0
車 輛 運 搬 具	8,587,554	7,556,927	1,030,627
器 具 ・ 備 品	12,276,556	10,757,200	1,519,356
合 計	182,740,658	84,569,905	98,170,753

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

・税効果会計関係

繰延税金資産および繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳は以下のとおりである。

賞与引当金	51,213
繰越欠損金	1,418,412
繰延税金資産合計	1,469,625

計算書類に対する注記（収益：ヴィラ ベルセゾン拠点区分用）

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券等

移動平均法に基づく原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法

・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法

・リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(3) 引当金の計上基準

・退職給付引当金

法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。

・徴収不能引当金

金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。

なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。

・賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

(1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度

(2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

(1) ヴィラ ベルセゾン拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)

(2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。

(3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。

(4) 拠点区分におけるサービス区分の内容

ア 不動産賃借業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

単位：円

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	80,469,134	8,008,151	72,460,983
構 築 物	355,010	49,552	305,458
器 具 ・ 備 品	18,036,654	7,719,781	10,316,873
合 計	98,860,798	15,777,484	83,083,314

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

賞与引当金	1,083
繰越欠損金	29,999
繰延税金資産合計	31,082

計算書類に対する注記（収益：ヴィラ 奎園拠点区分用）

1. 重要な会計方針

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
満期保有目的の債券等 移動平均法に基づく原価法
- (2) 固定資産の減価償却の方法
 - ・有形固定資産（リース資産を除く）…定額法及び定率法
 - ・無形固定資産（リース資産を除く）…定額法
 - ・リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっている。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。
なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうちリース取引開始日が会計基準移行日前の取引及び重要性のないリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。
- (3) 引当金の計上基準
 - ・退職給付引当金
法人独自により実施する制度により、退職金の支給に備えるため、期末要支給額を計上している。
 - ・徴収不能引当金
金銭債権のうち徴収不能のおそれがあるものは、当該徴収不能の見込み額を徴収不能引当金として計上することとしている。
なお、当期は見積り計上すべき徴収不能額がなかったため、徴収不能引当金は計上していない。
 - ・賞与引当金
職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

2. 重要な会計方針の変更

該当なし

3. 採用する退職給付制度

- (1) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (2) 退職金規程により実施する退職金制度

4. 拠点が作成する計算書類とサービス区分

当拠点区分において作成する計算書類等は以下のとおりになっている。

- (1) ヴィラ 奎園拠点計算書類(会計基準省令第一号第四様式、第二号第四様式、第三号第四様式)
- (2) 拠点区分資金収支明細書（別紙3⑩）は省略している。
- (3) 拠点区分事業活動明細書（別紙3⑪）は省略している。
- (4) 拠点区分におけるサービス区分の内容
ア 不動産賃貸業

5. 基本財産の増減の内容及び金額

該当なし

6. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し

該当なし

7. 担保に供している資産

該当なし

8. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物(その他固定)	108,328,152	6,267,238	102,060,914
構 築 物	2,749,989	240,623	2,509,366
器 具 ・ 備 品	12,681,568	5,317,373	7,364,195
合 計	123,759,709	11,825,234	111,934,475

9. 債権額、徴収不能引当金の当期末残高、債権の当期末残高

該当なし

10. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び

純資産の状態を明らかにするために必要な事項

賞与引当金	1,528
繰越欠損金	42,307
繰延税金資産合計	43,835